

横浜市の介護保険料について

包括支援センターより



介護保険料は「満 40 歳に達したとき」より徴収が始まります。「満 40 歳に達したとき」とは 40 歳の誕生日の前日のことであり、その日が属する月から介護保険の第 2 号被保険者となり、介護保険料が徴収されます。

令和 3 年 4 月から、介護保険料が変わりました！



65 歳以上の方の介護保険料は、横浜市が 3 か年（令和 3 年度～令和 5 年度）の介護保険サービスの給付額等の見込みに基づいて算定し、条例などで定められることにより確定します。

保険料は、本人及び住民票上の世帯の課税状況、本人の前年中の合計所得金額等に基づいた段階別の保険料となっており、個人ごとに算定されます。

保険料は 1 段階～16 段階まで設定されており、第 6 段階が基準額とされています。

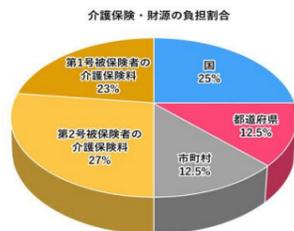
令和 3 年度～令和 5 年度の第 6 段階《基準額》は

年額 78,000 円（月額 6,500 円） になりました。

※ 第 1 段階の方は年額 19,500 円（月額 1,625 円）

※ 第 16 段階の方は年額 234,000 円（月額 19,500 円）

※ 平成 30 年度～令和 2 年度は年額 74,400 円（月額 6,200 円）



保険料の支払い方法

保険料は【特別徴収】と【普通徴収】の 2 通りに分かります。

※どちらの支払方法になるかは、法令等で定められており、被保険者の方が選択することはできません。

特別徴収

年金が年額 18 万円以上の方は年金から天引きになります。保険料の金額が、年金の支払い月に年 6 回に分けて天引きされます。

《天引きの対象となる年金》

- 老齢（退職）年金
 - 遺族年金
 - 障害年金
- ※老齢福祉年金については天引きの対象とはなりません。

普通徴収

年金が年額 18 万円未満等で、特別徴収となっていない方は口座振替または納付書による支払いとなります。

保険料の納期	特別徴収	年金からの天引き	偶数月の年金支払い日に年金からの天引きとなります。
	普通徴収	口座振替払い	毎月 29 日が口座振替日（2 月は末日） 口座振替日が金融機関の休業日にあたる場合は、前営業日が口座振替日になります。
		納付書払い	毎月末日が納期限です。 納期限が金融機関の休業日にあたる場合は、翌営業日が納期限になります。

『杉田de 健康ウォーキングマップ』できました

無料で差し上げます



まち歩きで爽快！「磯風薫る杉田編」平坦で歩きやすい！初級コース！

日頃から歩きたいとは思っているけど実行できてない方、杉田の見どころを発見しながらウォーキングしてみませんか。新たな発見があるかも？

新杉田地域ケアプラザ 地域包括支援センターでは、保健活動推進員の小井田さんにご協力いただき「杉田de 健康ウォーキングマップ」を作成しました。健康づくりにお役立てください

『認知症サポーター養成講座』を開催します

～専門医による講義もあります～

お知らせ



2025年には高齢者の5人に1人が認知症になると言われています。厚生労働省は、認知症になっても安心して暮らせるまちになることを目指し、2005年から「認知症を知り、地域をつくる」キャンペーンを始めました。

新杉田地域ケアプラザでは、専門医を迎え、認知症に対する正しい知識と理解を深める講義を予定しております。

あなたも『認知症サポーター養成講座』を受講して、認知症の方やそのご家族を温かく見守る、やさしい地域づくりのお手伝いをしませんか。

- 日 時：令和3年10月19日（火）13：00～14：30
- 場 所：新杉田地域ケアプラザ 3階多目的ホール
- 対 象：どなたでも ●定 員：30名 ●参加費：無料
- 申 込：8月2日（月）午前9時よりお電話で受付

☎045-771-3332

（講座名、氏名、年代、住所、電話番号を伺います）

問合せ先：横浜市新杉田地域ケアプラザ 地域包括支援センター
（担当：井上・永田）

